

理由

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）若しくは台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域を原産地とするニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板又は当該国若しくは地域から本邦に輸出されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板について、その輸入に関する事実が関税定率法で定める要件に該当すると認められることから、同法に規定する不当廉売に係る暫定的な関税を課する必要があるからである。